

(法務委員会)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官以外の裁判所の職員の員数を四十七人減少し、二万千六百六十六人に改める。
- 二、この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。